

隠岐さや香

学術会議問題と 学問の自由

その前後に何が起きたのか？

- ▶ 2015年3月 日本学術会議のあり方を考える有識者会議（10年ごとの定期的案見直しの一環）→改革の途中、特に大きな問題は見いだされず
- ▶ 2015年 安保法制問題で世論が揺れた
- ▶ 2016–2017年 学術会議は軍事研究を否定した過去の声明を「継承する」との見解を出し、研究者が軍事安全保障研究に関わる場合は各大学が倫理審査を行える体制を整えるよう求めた
- ▶ 2020年10月 首相が6名の会員を任命拒否（12月11日時点で経緯説明無し）
- ▶ 2020年12月 自民党PTが学術会議改革案を学術会議の担当大臣に提出 ←今ココ！

要求を受け入れ続けた果てに...

- ▶ 1949年 登録有権者（研究者）による直接選挙制
- ▶ 1985年 選挙制から学会推薦制へ
- ▶ 2005年 コオペレーション方式（現職会員からの推薦）へ
性別の偏りや若手の少なさを改善する改革

et celui qui en jouit peut être de
au moment ou il cesse de les recevoir
Les Académiciens ne jouissent
pas de Traitement dans ce
ils ne remplissent que des
fonctions libres; ils ne sont
soumis à des destitutions arbitraires
en sorte que sont tous les rapp
ils sont dans une classe toute
particulière. Aussi ne leur a-t-on
jamais opposé la Loi qui défend
de cumuler plusieurs Pensions
et Traitement. Une application
rigoureuse de cette loi aurait
entièrement désorganisé les Co

絶対王政期の国王ですら 好き放題はできなかった 学問の自由 学者集団の自律 性

化学者ラヴォワジエによる説明文書、1792年

(Lavoisier, 1539 B, Cahier du trésorier, avant
10/02/1792, no. 31)

日本最初の私立アカデミー、明六社会員の言葉（1873年）

たとえ政府の命といえども、無理なることはこれを拒む権あることを知らしめ、自主自由の気象をわが人民に陶鑄するは我輩のおおいに望むところ

山室信一・中野目徹校注『明六雑誌』岩波文庫、1999年、上、75頁。

津田真道

時代が進むにつれて「学問の自由」も解釈が豊かになった

学問の自由は表現の自由の
いとこのようなもの



科学的助言

アカデミーの役割

政治の科学：様々な学説に対して中立な立場で助言をする

科学の政治：研究者コミュニティに関する政策に対し、学術的知見と当事者の意見を総合して伝える